

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎2-2111(代表)
★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)
☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。
※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

募集

公営住宅入居者募集

【町営住宅(ふれあい団地・14区)】

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者

◆募集住宅

①A棟2階(平成15年度建設)

3LDK(世帯向用) 1戸

◆家賃(収入区分による)

月額2万7100円～4万4000円

◆募集住宅

②B棟2階(平成12年度建設)

農林商工連携・ビジネス創出促進事業

農林畜産物などの
地域資源を活用した
新商品などの開発

を支援します!



◆事業概要

事業名	内容	対象経費	対象者	補助金額	
ソフト事業	プラン創出事業	新しい商品などを作るため、専門家の話を聞いたり、試作品を作りたい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	個人、中小企業、農林業者、NPO法人などの複数で構成された団体・グループ	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円
	事業化推進事業	試作した商品などを販売して、消費者の反応を研究したり、販売先の開拓をしたい	上記のほか、外注加工費、試験依頼費、市場調査費、委託費等		補助対象経費の8/10以内 限度額100万円
	ブランド化推進事業	既にある商品などをもっと売れるための調査をし、販売先の拡大や商品に磨きをかけたい			
ハード事業	商品開発推進事業	実際に商品開発を行う際に必要となる、器具・機械を購入したい	新商品開発、既存商品の付加価値を高めるための器具・機械購入経費	町内(事業完了までに転入見込含む)の個人・法人・団体等 (複数で構成するグループの必要なし)	補助対象経費の1/2以内 限度額100万円
新分野進出事業	調査研究事業	新たな分野で事業展開したい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	中小企業者、農林業者、NPO法人など、既に事業活動を行っている者 団体の場合は、構成員の過半数が町内に住所あり	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円

◆公募期間 1次募集 4月1日(金)～8月31日(水) / 2次募集 9月1日(木)～12月29日(木)

◆提出書類 農林商工等連携・ビジネス創出促進事業計画承認申請書、事業計画書、その他必要な関係書類
様式は商工観光課窓口または町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)まで

農業委員会の活動に対する点検・評価と活動計画へのご意見を募集しています

◆募集期間：4月25日(月)まで

※詳しくは、町ホームページ

◆意見等を提出できる方：町内に在住する農業者等

(<http://www.kamishihoro.jp/>)をご参照ください

- ◆ 2LDK(世帯向用) 1戸
家賃(収入区分による)
月額2万5400円～3万7900円
- ◆ 特公賃住宅(ふれあい団地・14区)
入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が15万8000円を超え、町が定める基準に該当する者
- ◆ 募集住宅
I棟1階【平成13年度建設】
2DK(単身向用) 1戸
家賃(収入区分による)
月額3万3000円～3万9600円
- ◆ 募集期間
いずれの住宅も4月1日(金)～11日(月)
※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当(☎2・4297)まで

調理師試験

調理師法第3条の2第1項の規定に基づき調理師試験が次のとおり実施されます。

- ◆日時 8月23日(火) 13時30分～16時
- ◆場所 帯広市(受験票により通知)
- ◆受験資格
学校教育法第57条に規定する者であって、多数人に対して飲食物を供与する寄宿舎、学校、病院等の施設、または飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業に掲げる営業において、平成28年5月20日までに2年以上調理の業務

地場産業の振興

商店街の活性化

雇用の促進

新たな創業を支援します！ 上士幌町創業促進支援事業

地場産業の振興や商店街の活性化、雇用の促進のため、上士幌町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業を行う方、現に事業を行っている商業者等を支援します。

◆事業概要

事業名	内容	対象経費	補助金額
新規創業支援事業	新築、増改築(住宅部分除く)、賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・新築(建設費)、増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く 	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】 月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
空き店舗・空き家活用事業	空き店舗または空き家(住宅部分除く)を取得または賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く 	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】 月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
店舗改修支援事業	老朽化した店舗等の改修 ※事業を承継する場合のみ ※商工会への加入が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万以上) ・改修設計委託費 	1/2以内 限度額 200万円

※1事業者あたり、各事業1回限りで、補助の下限は50万円となります

対象事業の考え方

- ◆対象 ⇒ ①店舗を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業
②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業
- ◆対象外 ⇒ ①管理事務所や商品の保管のみを用途とする施設 ②無店舗販売業(通信販売等)
③仮設(テント)販売

◆対象者

町長が認めた事業計画を行う中小企業者(個人事業者を含む)及びNPO法人等で、次に該当する者

- ① 上士幌町に居住(本社がある)、または事業開始までに居住(本社移転)する者
- ② 3年間以上の事業継続が見込まれる者(1年間183日以上)の営業を行っている者
- ③ 直近2年間の町税等を滞納していない者、または転入者は転出した市町村の市町村税等を滞納していない者

※お問い合わせは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで

相談

弁護士おなやみごと相談

帯広弁護士会による無料法律相談会です。お気軽にご利用ください。

◆日時 4月12日(火) 10時～12時

◆場所 山村開発センター第3研修室

◆相談員 弁護士(対応弁護士未定)

◆申込期限 4月5日(火)まで

◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。

※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(☎2・4290)まで

巡回児童相談

帯広児童相談所による平成28年度の巡回児童相談が次のとおり開催されます。

◆実施日

第1回 9月12日(月)

第2回 10月31日(月)

◆場所 ふれあいプラザ

◆相談内容

お子さんの発達・障がい・性格行動・育児などについて、帯広児童相談所の

に從事した者

◆受験願書の配布 4月4日(月)から

◆願書受付期間 5月9日(月)～20日(金)

◆受験手数料 6900円

※お問い合わせは、北海道帯広保健所(☎27・8638)まで

心身障がい者の巡回相談

道立心身障害者総合相談所による平成28年度の巡回相談が、次のとおり開催されます。

◆実施日

第1回 4月18日(月)・19日(火)

第2回 8月22日(月)・23日(火)

第3回 11月14日(月)・15日(火)

◆場所 帯広市グリーンプラザ

帯広市公園東町3丁目9番地1

☎2712325

◆相談内容

①身体障がい者に関する相談・判定(補装具交付の要否、処方及び適合判定)

②知的障がい者に関する相談・判定(療育手帳の判定、職業等に関する相談並びに医学的、心理学的、職能的及び社会的判定)

◆対象者 18歳以上

◆申込み 相談は予約制です。利用を希望される方は、お申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2・4296)まで

専門職員がご相談をお受けします。また、必要に応じてお子さんの心理判定等の検査を行います。

◆対象者 お子さんと保護者

◆申込み 利用を希望される方は、実施日の1か月前までにお申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2・4296)まで

住宅用太陽光発電システム設置助成

募集期間 4月1日(金)～平成29年1月31日(火)必着

◆補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり5万円(上限20万円)

◆募集件数 8件

※申請状況により、募集件数を変更することがあります。

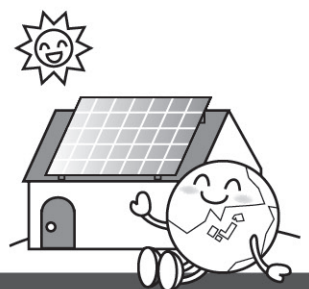
◆対象者

- ①自己が居住する町内の住宅(新築、既存住宅)に対象システムを新設する方
- ②対象システムの設置された建売住宅を購入する方(中古住宅の場合は、対象システムを新設する場に限りです。)

◆申請方法

設置業者と工事の契約をしてから、工事着工前に企画財政課窓口にある「上土幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱」をご確認いただき、「交付申請書」に記入の上、必要な書類を添えて、持参提出してください。

申請、工事着工が4月1日以降であれば、設置工事の契約はそれ以前でも申請が可能です。



※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

5月1日(日)より開設【予定】 パークゴルフ場・キャンプ場の開設

- ◇たか台公園パークゴルフ場
 - ◇交通公園パークゴルフ場
 - ◇航空公園キャンプ場
 - ◇航空公園パークゴルフ場
 - ◇糠平温泉文化ホール公園パークゴルフ場
- ▶コースなどの状況により開設を延期する場合があります。
※お問い合わせは、建設課公園担当(☎2-4297)まで



女性のための 人権なんでも相談

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクハラや男女差別、離婚や相続に関する悩みごとや困りごとについて、解決の糸口が見つからず困っている女性のために相談窓口を開設します。

◆日時 ① 4月20日(水) ② 7月27日(水)

③ 9月21日(水) ④ 11月30日(水)

◆受付時間 13時から15時30分

◆場所 とかちプラザ 1階大集会室
帯広市西4条南13丁目1番地

◆相談対応者 女性の人権委員が中心
にお受けします。

◆相談は無料、予約も不要です。

※詳しいお問い合わせは、釧路地方法

務局帯広支局(☎24・5823)まで

子育て 応援

中学生以下の子どもがいる世帯への住宅新築・中古購入助成



上士幌町子育て支援・少子化対策 住宅建設助成金交付事業

実施期限 平成29年 3月31日 継続中!

【実施期間】

平成26年4月1日から3年間【継続中】

【助成要件】

- ①住宅部分面積80㎡以上(新築、中古購入)で店舗併用住宅も可とします。
- ②新築購入の建売については建設後3年以内のものであること
- ③中古住宅は2親等以内の親族からの売買でないこと
- ④中古住宅は昭和57年以降の建設であること
- ⑤移転補償費の交付を受けていないこと
- ⑥建築基準法等に適合すること
- ⑦「上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業」の交付を受けないこと
- ⑧町税等の滞納がないこと
- ⑨暴力団員でないこと
- ⑩3年以上住宅を保有すること

【申請方法】

物件に入居完了後の申請となります。申請の期限は所有権保存登記(もしくは所有権移転登記)完了後1年以内とします。

➡申請をお考えの方は、あらかじめ建設課窓口にてご相談ください。

対象者

中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入して居住した世帯の代表者

助成金

▶子どもは申請時に中学生以下の子を対象とします。

①新築(建設及び建売)の場合

- 子ども1人あたり100万円
- 町内建設業者による施工販売は、上記助成金の合計額に50万円を加算します。(例:子ども1人の場合:150万円、2人の場合:250万円)

②土地付き中古住宅購入の場合

- 子ども一人あたり50万円
- ※ただし、購入額の1/3以内

【助成金等の給付方法】

総額の9割を現金振込(助成金)とし、残りを商品券(報奨金)で交付します。

※申請様式は、町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)からダウンロードできます

※お問い合わせは、建設課建築担当(☎2-4297)まで

★上土幌町役場 ☎2-2111(代表)

★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)
☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。
※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

(敬称略)

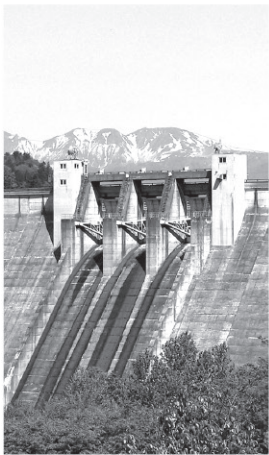
部門	1位	2位	3位	4位
小学生低学年男子	佐藤 光 (上土幌小3年)	中村 桜介 (糠平小2年)	鈴木 透磨 (北門小3年)	—
小学校低学年女子	松本 美麗 (上土幌小2年)	石川 桜来 (北門小3年)	伊東 海里 (糠平小2年)	塩崎 あきほ (糠平小1年)
小学校高学年男子	石川 璃空 (北門小5年)	田中 優樹 (糠平小4年)		
小学校高学年女子	中村 董 (糠平小5年)	塩崎 ひびき (糠平小6年)		
中学生男子	松本 瑛翔 (上土幌中1年)	松本 拓利 (上土幌中3年)		
一般男子	桑田 正実 (上音更)	—		
一般女子	松本 弘美 (上音更)	—		



第46回町民スキー大回転競技大会が、3月6日(日)ぬかびら源泉郷スキー場で行われ、計15名の参加者が競技を楽しましました。

第46回町民スキー大回転競技大会結果

スポーツ



今年度、本町では認定こども園事業の充実を図るために活用しました。
※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して交付され、発電施設の理解促進などを図ることを目的としています。

電源立地地域対策交付金の活用について

お知らせ・啓発

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

◆開館時間 9時～21時30分
※日曜・祝日は休館

これまでスポーツセンターでは、12時から13時の時間帯を昼休みとして閉館しておりましたが、4月1日より、12時から13時の時間帯も開館することになりました。

スポーツセンターの昼休み開館開始について

賃貸住宅建設助成事業



快適な住宅を確保し、町内への定住と移住促進を図るため、賃貸住宅の建設費用の一部を予算の範囲内で助成します。平成27年度より制度を一部改正し、町外事業主(個人・法人)による申請及び町外施工業者による建設を可能としています。

◆助成対象者

町内に賃貸住宅を建設する個人及び法人の方

◆助成要件

- 各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所が設けられていること
- 建設後7年間以上賃貸住宅の用に供すること
- 個人事業主の場合は、助成対象者本人及び2親等

以内の親族が入居しないこと

- 法人事業主の場合は、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族が入居しないこと
- ※公共下水道計画区域外に賃貸住宅を建設する場合は、合併処理浄化槽設置費用及び維持管理費用の助成制度もあります。

◆助成額	戸建て住宅 (戸当り49.5㎡以上)	集合住宅 (戸当り49.5㎡以上)	小規模住宅(戸建て・集合) (戸当り19.8㎡以上49.5㎡未満)
	町内施工業者	3.3㎡当り15万円 (最大300万円)	3.3㎡当り12.5万円 (最大250万円)
町外施工業者	3.3㎡当り10万円 (最大200万円)	3.3㎡当り8万円 (最大160万円)	3.3㎡当り10万円 (最大80万円)

※お問い合わせは、建設課建築担当(☎2-4297)まで

上土幌町定住住宅建設等促進奨励事業制度

奨励金交付対象者

1. 町内に住所を有する施工業者が施工する新築、リフォームまたは法改修を行う方
2. 町内に自己の居住の用に供する住宅を新築する方
3. 町内に自らが所有し居住している家屋をリフォームする方
4. 介護保険法若しくは障害者総合支援法に規定する住宅改修(法改修)を行う方
5. 町税を完納している方

補助内容など

バルーンスタンプ協同組合が発行する「商品券」により次の額を補助します。

【新築】

- ▶ 賃貸住宅は対象外
- ▶ 建築費用が500万円以上の住宅であること。

▶ 床面積が49.5㎡以上の住宅 50万円分
 ▶ 延床面積が49.5㎡未満の住宅 20万円分

【リフォーム】

- ▶ 住宅の修繕・補修工事(増築含む)、建物の内外装の改修工事、設備機器の補修及び取り替え工事を対象経費として費用50万円以上(消費税含む)のリフォームを行う住宅であること。(ただし、他の制度により補助などの対象になっている経費を除く)
- ▶ 年度内(4月～翌年3月)に工事が完了する住宅であること

▶ 対象経費の10%以内に相当する額(上限20万円)
 [千円未満切捨]

【法改修】

- ▶ 手すりの設置、段差解消など、法と同様の要件で改修を行う住宅であること

▶ 法で規定する支給限度基準額(20万円)を超える経費に対して10万円を限度とする額
 [千円未満切捨]

申請方法

1. 利用申込書を提出する

新築の場合は契約前、リフォーム・法改修の場合は、工事着手前に利用申込書を提出

◇添付書類

- ① 工事見積書の写し
- ② 町税納入状況調査承諾書

2. 奨励金の交付申請書を提出

(利用の決定を受けた方)

◇添付書類

【新築～転居後 1 カ月以内】

- ① 町内に居住していることが確認できる住民票
- ② 平面図及び求積図
- ③ 検査済証の写し(建築確認が不要な場合は必要なし)
- ④ 工事契約書の写し
- ⑤ 領収書の写し
- ⑥ 登記簿謄本

【リフォーム～工事完了後 1 カ月以内】

- ① リフォームした住宅に転入・転居する場合、確認できる住民票
- ② リフォーム工事実施前の住宅写真
- ③ リフォーム工事実施後の住宅写真
- ④ 工事費用見積書
- ⑤ 領収書の写し

【法改修～工事完了後 1 カ月以内】

- ① 法改修工事実施前の住宅写真
- ② 法改修工事実施後の住宅写真
- ③ 工事費用見積書
- ④ 領収書または請求書の写し
(請求書場合は後日領収書の写し提出)
- ⑤ 住宅改修費支給申請書及び住宅改修費支給決定通知書の写し

※申請様式は、町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)からダウンロードできます

※お問い合わせは、建設課建築担当(☎2-4297)まで

老朽施設の解体撤去に対して補助します

町民の安心安全と住環境の維持向上を目指し「自然の豊かさと美しさが実感できるまちづくりを進めるため、老朽施設を解体撤去する方に対して補助金を交付します。

◆補助対象者

①町内に老朽施設を所有する個人、法人、団体など

②老朽施設を所有する者から解体撤去の委任を受けた者

◆補助対象事業

○町内に住所を有する建設業、解体工事業者が解体をするもの

○年度内に解体撤去が完了できること

○事業完了後、常に清潔に管理すること

○事業対象経費の総額が30万円以上の解体撤去工事であること

○国、道、町等から補助金の交付を受けていないこと

○家屋の建て替えの解体撤去でないこと

○申請時に12か月以上使用していない老朽施設であること

○建築後おおむね30年以上経過していること

○過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと

◆補助対象経費

○解体撤去費及び廃棄物処理費

◆補助額

○老朽施設の解体撤去に要した費用の1/2以内とし、50万円を限度とする

◆交付手続き

○補助金の交付を受けようとする方は、事業着工前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、町民課に提出してください。

※お申し込みや問い合わせは、町民課生活環境担当☎2・4294)まで

春の全国交通安全運動が展開されます

新入学期を迎え、春の交通安全運動が全国規模で取り組まれます。

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図るものです。

交通ルールを守り「交通事故に遭わない」、「交通事故を起こさない」習慣と環境を創りましょう。

■運動期間

4月6日(水)～15日(金) 10日間

■交通事故ゼロ目指す日

4月10日(日)

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

かみしほろふくしガイドブックを配布します

介護保険制度をはじめとする福祉関係制度の大幅な改正に対応するため、「ふくしガイドブック」を改訂し、今月号の広報とともに全戸配布することとしました。

ガイドブックの作製には、NPO法人サポートセンター白樺のご協力をい

国民健康保険 後期高齢者医療保険 に加入されている方へのお知らせ

入院時の食事代に係る患者負担額が、平成28年4月から住民税非課税世帯、難病患者及び小児慢性特定疾病患者を除いて、段階的に引き上げられます。

一般病床・精神病床等		平成28年3月まで	
A	住民税課税世帯	260円	
B	住民税非課税世帯	90日以内の入院 (過去12ヶ月の入院日数)	210円
		91日以降の入院 (過去12ヶ月の入院日数)	160円
C	70歳以上の方で住民税非課税Ⅰに該当する方	100円	



平成28年4月から	平成30年4月から
360円	460円

※ Aに該当する難病患者、小児慢性特定疾病患者は負担額が据え置きとなり、変更はありません。

※ Aに該当する精神病床に入院している患者は、退院するまでの間においては、負担額が据え置きとなります。

住民税非課税世帯の方で、入院時食事代の減額の適用を受ける場合は、認定証が必要となります。役場保健福祉課国保医療担当に保険証を持参の上、申請してください。

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4296)まで

ただきました。

今後、細かな内容更新は、町広報誌とホームページにてお知らせいたしますので、併せてご利用ください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

■平成28年度の保険料率改定

平成28年3月分(5月2日納付期限分)より、健康保険料率は10.15%(プラス0.01%)、介護保険料率は1.58%(据え置き)となります。

厳しい経済状況の中でございますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

■平成28年度「協会けんぽの健診」

協会けんぽ北海道支部では、年度内に1回、加入者のみなさまの健診費用の一部を補助しています。

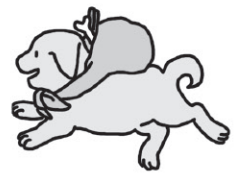
35歳から74歳の被保険者(ご本人さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳から74歳の被扶養者(ご家族さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と二つの健診をご用意しております)。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に一度は検診を受けましょう！

※お問い合わせは、全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部(☎011-726-0352)まで



犬の飼い主のみなさんへ



野犬掃とうを実施します

上士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例第9条の規定により、野犬掃とうを実施します。

- ◆実施期間 4月1日～9月30日
- ◆実施方法 捕獲・薬殺・檻
- ◆区域 町内一円

- ◇放し飼いの犬は、すべて野犬とみなされ処分されます。
- ◇野犬を捕獲した時は、役場で告示し、3日間保護いたします。飼い犬が不明になりましたら、すぐにご連絡ください。

狂犬病予防注射を実施します

▼狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施時間	実施場所
4/11月	10:00 ~ 10:40	10区 三角公園北側
	11:00 ~ 11:40	7区 生きがいセンター駐車場
	13:10 ~ 13:40	3の2区 児童公園
	14:00 ~ 14:30	11区 旧フードセンター西支店前
4/12火	10:00 ~ 10:15	豊岡見晴台公園
	10:30 ~ 11:00	上音更コミュニティーセンター前
	11:15 ~ 11:30	勢多地域自治会館前
	13:10 ~ 13:40	1区 旧パチンコTOHO南側
	13:50 ~ 14:10	青少年会館前
	14:20 ~ 14:40	商工会北側駐車場
4/13水	9:20 ~ 9:50	北居辺コミュニティーセンター前
	10:10 ~ 10:30	旧東居辺小学校前
	10:50 ~ 11:30	旧北門小学校東側
	13:20 ~ 13:40	旧磐城婦人ホーム前
4/14木	14:00 ~ 14:30	萩ケ岡小学校前
	10:00 ~ 10:20	糠平消防会館前
	10:45 ~ 11:00	旧清水谷駅前
4/15金	11:20 ~ 11:40	萩ケ岡消防会館前
	9:30 ~ 11:40	商工会北側駐車場
戸別訪問日程		4/26火～28日木 13:30～16:30

今年も4月に、集団接種及び戸別訪問にて狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。

なお、戸別訪問での予防注射を希望される方は、役場町民課生活環境担当までご連絡ください。

◆料金(1頭につき)	
予防注射(集団接種)	3,110円
予防注射(戸別訪問)	4,070円
新規登録	3,000円

※予防注射・新規登録料金は、つり銭のないようお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

★上士幌町役場 ☎2-2111(代表)

★十勝総合振興局(旧土木現業所、旧保健所を含む)

☎0155-24-3111(代表)

※お問い合わせに記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

※帯広市及び、帯広市近郊市町村の市外局番(0155)は省略しています。

とがち広域消防局がスタート します

■通報は119番へ

平成28年4月から通信指令受付が「指令センター」で行われ、十勝管内全ての119番通報を受け付けます。

これに伴い、上士幌消防署では火災・救急・災害出動が発生した場合、事務所内に職員が一時的に不在となる場合が想定されます。

火災・救急・災害等を要請する際は、「119番」で通報してください。

■火災案内(テレガイド)が利用できません。

4月より、町内で発生している火災や警戒、救助など、消防車が出動している災害についてお知らせします。

【案内番号】

☎0180・99・1198

■とがち広域消防局FAX、メール

119番通報システムのご案内

◇とがち広域消防局FAX、メール

119番通報システムとは…

聴覚、音声・言語機能または、そしゃく機能の障がいのため、音声による119番通報が困難な方が、緊急通報を行う場合の補助手段として、FAX、携帯電話機等の電子メール機能を利用し、消防車または救急車を要請することができるシステムです。

◇利用には事前の登録手続きが必要です。

※お問い合わせは、上士幌消防署(☎2・2519)まで

自動車税のお知らせ

■自動車税の納期限は5月31日(火)です。期限内に納めましょう。

納税通知書の発送は、5月9日(月)です。

■自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。

使用しない自動車は、抹消登録を!

次のようなときは、手続きが必要です。

①住所が変わったとき

↓札幌道税事務所自動車税部及び

運輸支局で原稿手続きを

②自動車を売買したとき

↓運輸支局で移転登録を

③自動車を廃車したとき

↓運輸支局で抹消登録を

各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ(<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>)

↓

■自動車税の納税についてのご相談は、十勝総合振興局まで。

※納期限までに納付が困難なときや、その他のお問い合わせは、十勝総合振興局地域政策部納税課(☎27・8553)まで

国民年金 インフォメーション

お問い合わせ先: 町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

被用者年金一元化法が施行されています

平成27年10月1日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されています。

◆平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払は、従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分については各共済組合等で行います。

◆厚生年金に関する届書等※注は、日本年金機構(年金事務所)または各共済組合等のどの窓口でも受付します(ワンストップサービス)。

※注 ①平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。

②障害給付の届書等の一部の届書を除きます。

また、これに併せて次の事項も変更されています。

◆年金額について、これまでの百円単位(50円以上切上げ)から一円単位(50銭未満切捨て50銭以上切上げ)に変更しています。

◆年金の各支払期の端数処理について、各支払月に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた金額の合計額を翌年2月に支払われる年金額に加算します。

詳細については、帯広年金事務所(☎0155-65-5002)へお問い合わせください。

多くの仲間と一緒に
学習活動を行いませんか!? **大募集!**

シルバー学級生

- ◆対象 町内に居住する60歳以上の方
- ◆開設期間 5月～平成29年3月(月1回例会開催)
- ◆開催場所 生涯学習センターなど
- ◆内容 講話・レクリエーション・視察研修など



▲平成27年度修学旅行
(帯広地方卸売市場 食品関連総合センター前)

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで

♣春の火災予防運動の実施について

『無防備な心に火災が かくれんぼ』火災の発生が増える季節を迎えるため、全道一斉に火災予防運動が実施されます。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

◆3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

◆4つの対策

- 住宅用火災警報器を設置する ○防災用品を使用する
- 住宅用消火器等を用意する ○隣近所の協力体制を構築する

～火災予防期間中～ 強調期間中、夜8時にサイレンを吹鳴します。

《運動期間》4月20日(水)～4月30日(土)

《強調期間》4月25日(月)～4月30日(土)

サイレンを聞いたら火の元の安全を確認しましょう。

やっています!避難訓練



▲スポーツセンターでの避難訓練

2月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

菟ヶ岡小学校、スポーツセンター

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です。実施する際は消防署にお知らせください。

防火管理 ～私たちの取り組み▶北十勝2町環境衛生処理組合

当施設は、上士幌町・士幌町のごみ焼却処理、粗大ごみの破碎処理、埋立ごみの処理等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与しております。

日々搬入されるごみは、可燃ごみについては燃焼時に発生する有害物質を防止するため、800℃近くの高温で焼却処理しています。そのため、常に火災危険があることを念頭に置き、日々の作業を行っています。基本的な機器の点検や確認作業はもとより、消火器など消防用設備の維持管理も適切に行っております。これからも、環境に配慮したごみ処理を安定して行えるよう、安全を最優先として業務を行っていきたいと思います。



火の用心

平成28年2月29日現在の出場状況

- ◆火災出動 1件(うち2月 1件)
- ◆救急出場 44件(うち2月25件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防第1係(☎2-2519)まで

